

有害鳥獣防除施設設置事業の流れ

申請者

①
事業実施要望書を作成して市に提出する
提出するもの

- ・ 有害鳥獣防除施設設置事業実施要望書
添付書類
- ・ 事業個所図（平面図）
- ・ 見積書
- ・ 見積書のカタログなど製品が確認できるもの

③
市からの事業承認通知書を受け取った後に
交付申請を作成して提出する

- ・ 様式第1号
令和〇年度農林水産業振興事業補助金交付申請書
- ・ 別紙1 事業計画書
- ・ 別紙2 収支予算書

⑤
※交付決定通知書を受領した後に
申請した資材を購入し事業に着手してください

⑥
事業完了したら
実績報告書を作成して市に提出してください

- ・ 令和〇年度有害鳥獣防除施設設置事業補助金実績報告書
- ・ 別紙1 事業完了届
- ・ 別紙2 事業成績書
- ・ 別紙3 収支決算書
- ・ 領収書
- ・ 設置前と設置後の写真

⑧
送付された補助金の請求書に必要事項を記入して市に提出してください。

市

②
事業実施要望書の受理

- ・ 書類の審査 事業費補助金額の内定
- ・ 現地確認

書類審査承認後、事業承認通知書を申請者に発送します。※1

④
交付申請書の受理

- ・ 書類審査

審査承認後交付決定通知書を申請者に発送します。

⑦
実績報告書の内容と現地確認を行います。
確定通知と請求書を発送します。

⑨
請求書を受領した後支払いの手続きをします。
※請求書提出から振込まで約1か月かかります

※1

年度初めに要望書がたくさん提出され要望額が予算額を超えた場合、補助率が変わることがあります。補助金額が予算額に達し次第その年度の事業は終了します。事業実施要望書を提出してから交付決定通知を受けるまで日にちを要します。農業被害を受けてから申請をするのではなく、余裕をもって防除対策を行ってください。